

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処 分 庁 吉川市長 中原恵人

審査請求人が令和8年3月8日に提起した処分庁による公文書一部公開決定処分（令和7年12月9日付け庶第〇〇〇号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 令和7年11月26日に、審査請求人は、吉川市長（以下「処分庁」という。）に対し、吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「令和7年9月22日（月）付で公文書公開された、件名：市民への対応について 起案者：庶務課互井満 起案日：令和7年9月8日 決済日：令和7年9月9日の公開に当たっての意思決定経過の分かる文書の公開を求める。」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 令和7年12月9日に、処分庁は、審査請求人に対し、特定の個人を識別することができる情報（条例第7条第2号該当）を除き、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

- 3 令和8年3月8日に、審査請求人は、文書管理規則の順守の裁決を求め、審査請求を提起した。
- 4 令和8年4月1日に、吉川市長は、審査請求書記載の審査請求の趣旨について、市の事務処理の是正を求めており本件処分の取消し等を求めているものではないため、補正命令（以下「本件補正命令」という。）をした。
- 5 令和8年4月20日に、審査請求人は、本件補正命令に対し、本件処分の取消しを求める趣旨である旨を記載した補正書を提出した。
- 6 令和8年5月13日に、処分庁は、本件審査請求を踏まえ、本件処分を取り消し、条例第9条の規定に基づき、公益上の理由による裁量的公開として、本件公開請求により請求された公文書の全部を公開することとする公文書公開決定処分（以下「5月公開決定処分」という。）をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開された公文書である「市民への対応について」は虚偽公文書である。
- (2) 起案書「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」は、公文書非公開決定処分（令和7年9月2日付け庶第〇〇〇号）の内容と矛盾している。
- (3) 審査請求人が令和7年8月20日付けで請求した公文書公開請求の際の庶務課の指導が不適切であった。
- (4) 以上のことを確認し、処分庁は文書管理規則を順守することについて裁決を求める。
また、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 処分庁の主張

弁明書による処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分における非公開部分は、審査請求人本人の個人情報（氏名、住所、電話番号等）のみである。本来、本人の個人情報であっても、条例第7条第2号の規定により非公開とすべきものである。しかしながら、審査請求人は、審査請求により本人の個人情報について公開を求めている。このような場合は、条例第7条第2号により保護される利益を放棄していると考えられる。一方、審査請求がなされた場合において

は、吉川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問の手続等が生じ、効率的な行政事務が阻害されるものである。

(2) 上記を踏まえ、処分庁は、令和8年5月13日に、本件処分を取り消し、条例第9条の規定に基づき、公益上の理由による裁量的公開として、本件公開請求により請求された公文書の全部を公開することとする5月公開決定処分をした。

(3) これにより、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益は有していない。よって、本件審査請求は却下されるべきである。

理 由

1 5月公開決定処分について

処分庁は、条例第9条の規定に基づき、本件公開請求により請求された公文書の全部を公開することとする5月公開決定処分をしている。

2 結論

5月公開決定処分により、本件処分が取り消され、審査請求人が求める公文書の全てが公開されたことから、本件審査請求は請求の利益を欠くに至ったものとして不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年6月22日

審査庁 吉川市長 中原恵人 

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。